

様式第2号（第2条関係）

訴訟費用立替申請書

令和 年 月 日

防衛大臣 殿
（ 防衛局長（東海防衛支局長）経由）

申請者 住所
職業又は営業の種類
氏名又は名称 ㊞

下記のとおり特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法第4条第1項の規定による訴訟に関する費用の立替えを申請する。

記

1. 事故発生日時：平成 年 月 日 時 分ごろ
2. 事故発生場所：
3. アメリカ合衆国側当事者：
4. 特殊海事損害の賠償の請求に関するあつせんの経過
(1) 特殊海事損害賠償請求あつせん申請書の提出年月日：
(2) 特殊海事損害の賠償の請求に関するあつせん打切りの通知の
文書年月日：
文書番号：
5. アメリカ合衆国に対する訴訟
(1) 訴訟提起年月日：
(2) 訴訟提起アメリカ合衆国裁判所名：
(3) 依頼弁護士住所氏名又は
弁護士法人所在地名称：
(4) アメリカ合衆国に対する請求額：
6. 5. の訴訟に関する費用の立替えを受けることを必要とする理由：
7. 立替えを受けようとする金額：¥
内訳
訴訟に関する費用の額（概算）：¥
内訳
8. 立替えを受ける条件
(1) 立替金の使途の制限
立替金を5. の訴訟に関する費用で特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行令第2条第1項各号に掲げるもの以外には使用しないこと。
(2) 訴訟の取下げの承認
5. の訴訟を取り下げるときは防衛大臣の承認を得ること。
(3) 償還期限
立替金は、5. の訴訟が終了したときは、国が指定する日までに

償還すること。

(4) 延滞金

償還期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、年パーセントの割合で延滞金を支払うこと。

(5) 帳簿の整備

立替金の支出について明らかにした帳簿を整えること。

(6) 業務等の状況調査等

国は、立替金に係る債権の保全上必要があると認めるときは、申請者に対してその業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができること。

(7) 訴訟の進行状況等の報告

5. の訴訟について、その進行状況、終了の日及び終了の態様並びにアメリカ合衆国から訴訟に関する費用に相当する費用の給付を受けることができるときはその給付額及び給付時期を、防衛大臣の定めるところにより国に報告すること。

(8) 立替決定金額の変更

国は、必要があるときは、立替決定金額のうち、まだ立替えをしていない金額を変更することができること。

(9) 立替金の償還等

国は、次に掲げる場合には、直ちに、立替金を償還させ、及びその後の立替えをしないことができること。

イ (1)及び(5)から(7)までの条件に従わないとき。

ロ 申請者が立替金を受領した日から起算して6月目の日と特殊海事損害の発生した日から起算して2年目の日のいずれか早い日前に5. の訴訟を提起しないとき。

ハ 5. の訴訟を誠実に遂行しないとき。

ニ 立替えの決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。

(10) 加算金

(9)により、直ちに、立替金を償還させられたときは、その立替金の受領の日の翌日から償還する日までの期間に応じ、当該立替金の額（その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し年パーセントの割合で加算金を支払うこと。

(11) 担保

国の求めに応じて担保を提供すること。

(12) その他防衛大臣が定める条件